

通所介護
通所リハビリテーション
短期入所生活介護
特定施設入居者生活介護事業所
介護老人福祉施設
介護老人保健施設

管理者様

船橋市 介護保険課長

通所介護事業所の食費に関する不適切事例について（通知）

通所介護事業所において下記1のような不適切な運営をしている事例が確認されましたので、関係法令等を確認の上、適正に取り扱うようお願いいたします。

なお、食費等の変更により運営規程を変更する場合は、変更届の提出が必要となりますので船橋市ホームページより必要書類を確認のうえ、ご提出をお願いいたします。

記

1. 不適切な運営事例

○指定居宅サービスのサービス提供時間中に提供する食事の費用について、消費税の課税対象として利用者から消費税を上乗せした金額を徴収していた。

→介護サービスの性質上、当然にそのサービスに付随して提供されることが予定される便宜であって日常生活に要する費用(食事の提供に要する費用、滞在に要する費用、おむつ代、日常生活費等)については、非課税であるため、消費税分を徴収することはできません。

なお、利用者の選定による特別な食事や特別な室料については通常の食事や室料との差額が課税対象となります。

※上記は一例であり、非課税の対象となる費用については、サービスによって異なることから下記を必ず確認してください。

※指定居宅サービスに付随しない食事等(介護保険外の自主事業実施時の食事等)については、課税となりますのでご注意ください。

2. 参考

○居宅サービスにおける利用者負担の交通費等の費用の取扱い（国税庁ホームページ）（※）

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/shohi/08/08.htm>

ホーム>税について調べる>質疑応答事例>消費税目次一覧>居宅サービスにおける利用者負担の交通費等の費用の取扱い

○介護保険法の施行に伴う消費税の取り扱いについて（平成12年8月9日厚生省老人保健福祉局介護保険課 事務連絡） →船橋市ケア倶楽部に掲載

<http://www.uwins-club.net/public/login.html>

(※) 国税庁ホームページの(6)短期入所生活介護、⑤送迎に要する費用…課税 となっておりますが、介護保険給付の送迎加算については非課税であり、通常の事業実施地域外の利用者への送迎について費用を徴収する場合は課税です。

【この通知に関する問い合わせ先】

船橋市 介護保険課 指定班 TEL 047-436-2782

【ケア倶楽部のログインに関する問い合わせ先】

船橋市 介護保険課 総務計画班 TEL 047-436-3306